

P C B 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の記入要領 (低濃度版)

ー P C B 廃棄物等保管または P C B 使用製品等所有事業者の皆様へ ー

P C B 特別措置法第 8 条に基づく保管及び処分状況等届出書（様式第 1 号（一））の届出に際しては、届出様式に記載の「備考」の他、以下の記入要領をよくお読みいただいた上で、これらに従って記入していただくようお願いします。

記入が適切でない場合は、修正をしていただくことになります。

本届出書は、提出する年度の前年度 1 年間の P C B 廃棄物または P C B 使用製品の状況を報告していただくもので、「1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について」は、P C B 廃棄物の保管、新規発生、移動、処分の実績について、「2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について」は、現在使用中の P C B 含有電気機器等について記載してください。（例：保管中の P C B 廃棄物を移動、処分することなく 1 年間保管していた場合は、1 の①のみが記載の対象となります。）

記入要領

●記入表

- ・届出様式には、第 1 面から第 5 面までの届出欄と備考欄がありますが、必要事項を記入して全ての面を印刷して届けてください。該当がない場合は、廃棄物の種類または製品の種類の記入欄に「該当なし」と記載してください。

●届出者の記載欄

- ・法人にあっては、「氏名」欄に登録等で用いている正式な名称を記入してください。法人格のない任意の団体については、団体名及び代表者の氏名ではなく、当該処理に責任を有する個人の氏名を記入してください。（任意団体の名称の記入を希望する場合は、個人の氏名の後に括弧書きで記入してください。）
- ・届出者の記載欄には、代表者印や社印の押印はしないでください。

●「保管の場所」及び「所在の場所」について

- ・保管（所在）事業場の名称等の欄に、保管（所在）の場所についての記入欄がありますが、保管（所在）事業場と実際の保管場所の住所が異なる場合に、その住所を記入してください。（例：同じ工場内で複数の住所（番地等）がある場合）
- ・保管（所在）事業場と同じ場合は事業場所在地と同じ旨を記載してください。

●ポリ塩化ビフェニル廃棄物または使用製品の記載について

1) 「番号」

- ・1台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則として1台（1個）毎に1つの行を使用し、整理番号を記入してください。その際、必ず年度数を入れるようにしてください（例：令和6年度保管開始なら、6－001と記入）。なお、前年度の届出で既に整理番号がある廃棄物についてはその番号を記入してください。
- ・前年度中に容器に収納するなどして荷姿が大きく変わった場合等は届出作成前に一度廃棄物指導課まで御連絡ください。3kg未満の小型のコンデンサー等が1つの容器に多量に保管されている場合は、保管されている容器毎に整理番号を記入することも可能です。

2) 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」

- ・「廃棄物の種類」及び「製品の種類」には、**別表1の種類**から、該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。

3) 「廃棄物の型式等」及び「製品の形式等」について

『定格容量』

- ・数値を単位と合わせて記入してください。単位には、「KVA」、「KW」、「VA」等があります。

『製造者名』

- ・機器の銘板に記載されている製造者名を記入してください。記入の際は**別表2の〈変圧器・コンデンサーの製造者名〉**を参照してください。

『型式』

- ・銘板に記載されている型式記号を記入してください。

『製造年月』

- ・銘板に記載されている製造年月を記入してください。

『表示記号等』

- ・PCBを使用して製造された電気機器を判別するため、機器の銘板等に記載されている表示記号等を**別表3の表示記号等**から該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。また、不明の場合には空欄のまま提出してください。
- ・銘板等に記載されている油量も併せてご記入ください。

4) 「処分予定年月」について

- ・「処分予定年月」はP C B廃棄物の処分を委託することを予定している年月を記入してください。低濃度P C B廃棄物は無害化处理認定施設への処分予定年月になります。処分業者と調整が出来ていない場合は、保管事業者として想定している処分予定年月を記入してください。

5) 「量」

『台数又は容器の数』

- ・1台（個）ずつ数えることができる電気機器については台数（個数）を、それぞれ単位とともに記入して下さい。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管または所有している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、容器の数（「缶数」等）を単位とともに記入して下さい。

『総重量（1台あたり重量×台数）』

- ・電気機器等については、1台あたりの重量に台数（個数）をかけた重量を記入してください。1台あたりの重量ではなく、全体としての総重量です。容器を使って保管している場合は、容器込みの重量を記入してください。
- ・重量はk g単位で記入してください。重量が不明である場合であっても、推定値を記入してください。

6) 『濃度区分』

- ・廃棄物または使用製品のPCB濃度区分として、「低濃度」を記入してください。
- ・「低濃度」とは、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第98号）第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいい、具体的には下記に挙げるものが該当します。

- ・微量PCB汚染廃電気機器等

- 電気機器またはOFケーブルに使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの（微量PCB汚染絶縁油）
- 微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、または封入されたものが廃棄物となったもの（微量PCB汚染物）。
- 微量PCB汚染廃油と微量PCB汚染物を処分するために処理したもの（微量PCB処理物）

- ・微量PCB汚染廃電気機器等を除く、PCB濃度が5,000mg/kg以下の

【不燃性のPCB汚染物等】金属、ガラス又は陶磁器など

- ・微量PCB汚染廃電気機器等を除く、PCB濃度が0.5mg/kg～100,000mg/kg以下

【可燃性のPCB汚染物等】廃油、汚染物、処理物

- ・区分の判別ができない場合は、分析のうえ、記載をしてください。
- ・PCB濃度を測定済みの場合はその測定値を参考事項欄に記入して下さい。記入するPCB濃度の単位は、廃油や各種汚染物のPCB濃度を測定した場合は「mg/kg」、拭き取り試験で測定した場合は「μg/100cm²」、部材採取試験で測定した場合は「mg/kg（部材採取）」、廃酸・廃アルカリに含まれるPCB濃度を測定した場合は「mg/l」として下さい。また、測定した分析機関名も備考欄に記入して下さい。
- ・分析が提出期限までに間に合わない場合は、「低濃度」と記入してください。参考事項に「みなし低濃度」と記載をお願いいたします。
- ・分析の実施予定が決まっている場合は、参考事項欄に分析予定日を記入してください。
- ・分析については、PCB分析を行っている民間事業者にお問い合わせください。

7) 「保管の状況」

『容器の性状』

- ・ P C B 廃棄物を保管している容器について、別表 3 の保管容器一覧の中から該当するものを選択して記入してください。なお、変圧器（トランス）やコンデンサーなどの電気機器の外側ケースは保管容器ではないので、そのまま保管している場合は「なし」としてください。
- ・ 容器の容量や寸法についても参考事項欄に具体的に記載して下さい（例：「200ℓドラム缶」、「250×300×400mm」）

『囲い等の有無』

- ・ P C B 廃棄物または使用製品の保管場所について、周辺に囲いが設置されているか、P C B 含有の廃棄物または使用製品が保管されている旨の掲示があるか、以下の中から該当するものを選択してください。
「囲い有、掲示有」「囲い有、掲示無」「囲い無、掲示有」「囲い無、掲示無」

『分別・混在の別』

- ・ 保管中の P C B 廃棄物について、他の産業廃棄物と分別保管されているか、混在しているか、現在の状態について「分別」「混在」のいずれかを選択してください。

『漏れ等のおそれ』

- ・ 容器等に収納して保管している P C B 廃棄物等について、P C B 含有油等の漏れがあるか、ある場合はどの程度のものか、以下の中から該当するものを選択してください。該当するものがない場合には、「その他」を選択し、「その他（ ）」として、（ ）内にできる限り具体的に記入してください。
「なし」「機器ににじみ跡有」「容器ににじみ跡有」「容器内に液だまり有」

新たに低濃度PCB廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出た低濃度PCB廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管している低濃度PCB廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付して下さい。

8) 「処理業者との調整状況」

- ・ 処分業者と委託契約締結済みであれば、その旨と契約締結の年月を記入してください。（例：契約済〇月〇日、未定、調整中）処分業者との契約が締結されていない場合は「〇月〇日濃度分析予定」と処理に向けた進捗状況を具体的に記入してください。

9) 「参考事項」

- ・ P C B廃棄物の保管の場所が①～～、②～～のように事業場内に複数ある場合、「①に保管」など、どの保管場所に置かれているか判別できるように記入してください。
- ・ 低濃度として届出がされている P C B廃棄物または使用製品について、濃度分析調査によって低濃度と判明した場合は、「参考事項」欄に分析結果の数値と分析業者名を記入してください。
- ・ P C Bを含む油は、できる限り P C B含有濃度及び主たる油の名称（灯油、洗浄油、有機塩素溶剤等）を記入してください。
- ・ 汚泥等については、できる限り「参考事項」欄に P C B含有濃度（推定でも可）及び含水率等を記入してください。

10) 「廃棄予定年月」について

- ・ 届出書様式第一号（一）（第3面）の「廃棄予定年月」は、P C B使用製品の使用を止め廃棄物とすることを予定している年月を記入してください。
廃棄物を処理業者に委託して処分することは含まれません。

別表 1

<種類>

① 変圧器（トランス）	⑭ ネオン変圧器（ネオントランス）
② 柱上変圧器（柱上トランス）	⑮ その他電気機械器具
③ 計器用変成器	⑯ OF ケーブル
④ リアクトル	⑰ 変圧器油（トランス油）
⑤ 放電コイル	⑱ 柱上変圧器油（柱上トランス油）
⑥ 整流器	⑲ コンデンサー油
⑦ コンデンサー（3kg 以上）	⑳ 熱媒体油
⑧ コンデンサー（3kg 未満）	㉑ その他PCB を含む油
⑨ サージアブソーバー	㉒ 感圧複写紙
⑩ 蛍光灯用安定器	㉓ ウェス
⑪ 水銀灯用安定器	㉔ 汚泥
⑫ ナトリウム灯用安定器	㉕ 塗膜
⑬ 安定器（用途不明）	㉖ その他

別表 2（変圧器・コンデンサー）

<変圧器・コンデンサーの製造者名>

① （株）愛知電機工作所（現：愛知電機（株））	㉚ 中国電機製造（株）
② 大垣電機（株）	㉛ （株）帝国コンデンサー製作所（廃業）
③ 大阪変圧器（株）（現：（株）ダイヘン）	㉜ 二井蓄電器（株）（現：日本ケミコン（株））
④ （株）関西二井製作所（現：ニチコン（株））	㉝ 日新電機（株）
⑤ 北芝電機（株）	㉞ 日本コンデンサー工業（株）（現：ニチコン（株））
⑥ （株）キューヘン	㉟ 日立産機システム（株）
⑦ （株）指月電機製作所	㊱ 日立コンデンサー（株）（現：エーアイシーテック（株））
⑧ 四国変圧器（株）（現：四変テック（株））	㊲ （株）日立製作所
⑨ （株）高岳製作所（現：（株）東光高岳）	㊳ （株）フジケン（現：（株）テックプレシジョン）
⑩ （株）弾電機製作所（廃業）	㊴ 富士電機製造（株）（現：富士電機（株））
⑪ 中立電機（株）	㊵ 古河電気工業（株）

⑫ トーエイ工業(株)	③① 北陸電機製造(株)
⑬ (株)東芝(現：東芝インフラシステムズ(株))	③② 松下電器産業(株)(現：パナソニック インダストリー(株)、パナソニック スイッチギアシステムズ(株))
⑭ 東京電器(株)(現：日本ケミコン(株))	③③ マルコン電子(株)(現：日本ケミコン(株))
⑮ 東光電気(株)(現：(株)東光高岳)	③④ 三菱電機(株)
⑯ 東北電機製造(株)	③⑤ (株)明電舎
⑰ (株)トーヘン、東京変圧器(株)(現：東光器材(株))	③⑥ 海外製
⑱ (株)戸上電機製作所	③⑦ その他
⑲ (株)西島電機製作所	

別表 3

<表示記号等>

<保管容器一覧>

① 不燃(性)油	① なし
② 不燃性(合成)絶縁油	② 金属製箱
③ シバノール	③ ドラム缶
④ 富士シンクロール油	④ ペール缶
⑤ カネクロール油	⑤ 一斗缶
⑥ 塩化ビフェニール	⑥ プラスチック容器
⑦ A F 式	⑦ 段ボール箱
⑧ D F 式	⑧ コンクリート槽
⑨ A F P 式	⑨ 屋外タンク
⑩ 冷却方式 L N A N	⑩ 屋内タンク
⑪ その他	⑪ その他

前年度（2024年）
4 / 1 時点

PCB廃棄物の保管及び処分状況等に応じた届出書記入箇所のご案内

保管状況等に応じて届出様式のどの記入欄に記載すべきか、代表的な例を作成しました。届出書作成の際に参考にしてください。

前年度（2025年）
3 / 3 1 時点

パターン1：PCB廃棄物を引き続き1年間継続して保管し続けていた場合

記入する場所⇒届出様式①の「前年度の3月31日に保管していたPCB廃棄物」のみの記入となります。

保管

パターン2：保管していたPCB廃棄物を前年度中に処分した場合

記入する場所⇒処理したPCB廃棄物の情報は④の「前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したPCB廃棄物」の欄に記入してください。

保管

処分

パターン3：前年度中に新規で保管を開始したPCB廃棄物がある場合

記入する場所⇒使用中の機器取り外し、掘り起し調査等で見つかった場合は①に記入してください。また、その旨を参考事項欄に記載してください。

記入する場所⇒「他の事業場から移動」、「譲受け」又は「承継」した場合は、①と②の「前年度中に新たに保管することとなったPCB廃棄物」の欄の2か所に記入をしてください。

新規

保管

パターン4：前年度中に新規保管したものを、同年度中に処分した場合

記入する場所⇒②の新規保管と④の処分の欄にそれぞれ記入をしてください。

新規

処分

パターン5：前年度中に保管していたPCB廃棄物を、何らかの理由により他の事業場に移動した場合

記入する場所⇒③の「前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったPCB廃棄物（④の場合を除く。）」に記入してください。

保管

移動